

行政文書における押印義務の見直し

市の行政文書への押印に関し、押印を求める必要性を精査した。慣例的に求めているなど実質的意義に乏しい場合は、押印義務を廃止する。

1 行政文書における押印の現状

国では、「押印義務を廃止する見直し方針」に基づき、各府省で規定の改正が図られている。市では、国県の改正内容をもとに、条例、規則等で定める行政文書への押印の真正性の検討を踏まえた押印義務の見直しを図り、市民サービスの向上に努める。

2 市の取組み

(1) 基本の方針

市民が申請等を行う場合の行政文書は、押印義務を廃止できないものを除き、原則として押印義務を廃止する。

【押印義務を廃止できないもの】

- ア 法令によるもの。
- イ 国通知、ガイドライン、他機関と調整が必要なもの。
- ウ 民事訴訟法等により文書の真正性担保、訴訟等の証拠として押印が必要なもの（例：委任状、代理受領関係）。

《参考》

取組計画および実施状況

2020年10月22日	押印文書の見直しの開始（手続、様式等の洗い出し）
11月13日	【国】各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧を公表
12月21日	【兵庫県】押印を廃止する手続一覧を公表
2021年1月～	国、県の様式等の改正に伴う見直しを開始 市独自で定める様式は、随時、見直しを開始
2月～	条例改正議案2件を提案 規則、要綱等の一部改正を推進
3月下旬	改正する条例、規則等を公布
4月1日	署名による手続開始（押印義務の廃止）
4月～	国等の改正に伴う継続的な見直し

3 見直し結果（2021年3月1日現在）

(1) 押印義務を継続する手続【継続検討を含む】 …… 208件

国、県の通知、ガイドライン等の改正があった場合は見直しを行う。

(2) 押印義務を廃止する手続

ア 記名押印が義務であったもので、署名で手続ができるもの …… 1,307件

No.	内 容	件数
1	住民窓口に属する事務	335件
	福祉医療費、児童手当関係、税務証明関係など	
2	福祉窓口に属する事務	322件
	障害児福祉手当関係、介護保険の認定関係など	
3	公の施設に属する事務	111件
	稽古堂、市民センター、各施設の会議室等の使用許可関係	
4	産業経済、建設、消防、公営企業その他手続関係	539件
	道路占用申請関係、罹災証明関係、水道使用関係など	
計		1,307件

イ 記名押印が義務であったもので、記名で手続ができるもの

次に掲げる請求書

- (ア) 負担金、補助金扶助費等の公法上の債務を負担するもの。
- (イ) 工事請負費、委託料等の契約に基づく私法上の債務を負担するもの。

(3) 不正手続の防止

押印義務の廃止による市民の利便性向上を図るとともに、なりすまし等の偽証による情報漏洩等が発生しないよう、記載内容の確認などを徹底する。

〔問合せ〕 豊岡市総務部総務課 TEL 0796-23-1116